

第10表 家事涉外事件の事件別新受件数—全家庭裁判所

事 件	件 数
<b>総 数</b>	<b>9 960</b>
<b>審 判 事 件</b>	<b>5 625</b>
<b>別 表 第 一</b>	<b>5 001</b>
後見開始の審判及びその取消し(別一 1等)	155
保佐開始の審判・取消しなど(別一 17等)	59
補助開始の審判・取消しなど(別一 36等)	10
後見人の選任(別一 3等)	46
特別代理人の選任(利益相反行為)(別一 12等)	120
不在者の財産の管理に関する処分(別一 55)	347
失踪の宣告及びその取消し(別一 56等)	65
養子をするに ついての許可(別一 61)	382
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(別一 63等)	59
扶養義務の設定及びその取消し(別一 84等)	1
相続の限定承認の申述受理(別一 92)	24
相続の放棄の申述受理(別一 95)	2 011
相続財産管理人選任等(相続人不分明)(別一 99)	88
遺言執行書の検認(別一 103)	94
遺言執行者の選任(別一 104)	14
任意後見契約に関する法律関係(別一 111等)	9
戸籍法による氏の変更についての許可(別一 122)	158
戸籍法による名の変更についての許可(別一 122)	99
就籍に ついての許可(別一 123)	20
戸籍の訂正に ついての許可(別一 124)	85
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項の事件(別一 130)	2
その他	1 153
<b>別 表 第 二</b>	<b>624</b>
婚子の監護費用の分担(別二 2)	80
子の監護者の指定その他の処分(別二 3)	392
財産の分与に関する処分(別二 4)	10
親権者の指定又は変更(別二 8)	100
扶養に 関する処分(別二 9等)	1
遺産の分割に 関する処分など(別二 12等)	23
与分を 定め る処分(別二 14)	7
その他	11
<b>調 停 事 件</b>	<b>4 335</b>
<b>別 表 第 二</b>	<b>1 971</b>
婚子の監護費用の分担(別二 2)	427
子の監護者の指定その他の処分(別二 3)	1 099
財産の分与に関する処分(別二 4)	42
親権者の指定又は変更(別二 8)	227
扶養に 関する処分(別二 9等)	17
遺産の分割に 関する処分など(別二 12等)	141
与分を 定め る処分(別二 14)	7
その他	11
<b>別 表 第 二 以 外</b>	<b>2 364</b>
婚姻中の夫婦間的事件	1 589
合意に 相当する審判事項	626
その他	149

(注) この表は前掲3、4表の内数表である。

家事涉外事件とは家事審判、調停事件のうち、申立人、相手方、事件本人、参加人、被相続人、遺言者などの全部又は一部が外国人である事件をいう。